

第3四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社テクノマセマティカル

(E05445)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
【株式の総数】	8
【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	11
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(5) 【大株主の状況】	11
(6) 【議決権の状況】	12
【発行済株式】	12
【自己株式等】	12
2 【株価の推移】	12
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期財務諸表】	14
(1) 【四半期貸借対照表】	14
(2) 【四半期損益計算書】	15
【第3四半期累計期間】	15
【第3四半期会計期間】	16
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	17

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	18
【表示方法の変更】	18
【注記事項】	19
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 累計期間	第9期 第3四半期 会計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（千円）	261,335	404,828	81,916	76,363	552,049
経常損失（千円）	245,501	311,657	86,091	141,099	261,399
四半期（当期）純損失（千円）	492,544	312,521	86,670	140,364	511,688
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	-	-	-	-	-
資本金（千円）	-	-	1,988,055	1,998,055	1,988,055
発行済株式総数（株）	-	-	24,826	25,076	24,826
純資産額（千円）	-	-	3,742,527	3,430,862	3,723,383
総資産額（千円）	-	-	3,804,765	3,518,949	3,871,360
1株当たり純資産額（円）	-	-	150,750.32	136,818.56	149,979.20
1株当たり四半期（当期）純損失 金額（円）	19,948.13	12,578.34	3,505.85	5,640.34	20,695.62
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	-	-	98.4	97.5	96.2
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	90,552	253,995	-	-	86,131
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	7,133	2,719,765	-	-	93,253
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	12,000	20,000	-	-	12,000
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	-	-	3,432,265	396,806	3,350,567
従業員数（人）	-	-	35	75	73

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	75
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	6,187	84.6
ハードウェアライセンス事業 (千円)	13,917	35.1
合計 (千円)	20,105	42.8

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス事業	49,483	180.9	29,506	274.5
ハードウェアライセンス事業	47,985	51.2	-	-
合計	97,468	80.5	29,506	66.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	25,618	154.3
ハードウェアライセンス事業 (千円)	50,745	77.7
合計 (千円)	76,363	93.2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
NECエレクトロニクス株式会社	14,455	17.7	35,161	46.0
B社	6,958	8.5	10,738	14.1
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	49,393	60.3	1,973	2.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. B社との間には秘密保持契約が締結されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間（平成21年10月1日～平成21年12月31日）における我が国経済は、新興国の需要立ち直りの他、先進各国経済の自律的回復傾向にも支えられ、個人消費のもたつきや景気の二番底を懸念しつつも、比較的落ち着いた推移となりました。

このような中、当社の主要顧客業界である電子機器関連業界は、前期来の急激な環境変化に対応すべく、開発計画や量産計画の見直しを進めながらも、競争力の源泉である優れたアルゴリズムを用いた映像・画像・音声の圧縮伸張技術を追求し続けております。

具体的には、携帯型端末においてはワンセグ機能に加え、より高画質、大画面の方向に向かっていることから、映像・画像の圧縮伸張コア技術であるビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めてきております。また、デジタル情報家電においても、高画質化に加え高音質化が求められており、低消費電力を合わせて実現するオーディオコーデックが期待されてきております。さらに、動画の配信分野においても、低ビット・レートでも高画質、高音質、低遅延を実現する圧縮伸張技術が必要不可欠のものとなってきております。

このような中、DMNAアルゴリズムを用いて高画質、高音質、低遅延はもちろん、地球環境にやさしい省エネルギーなグリーン製品群を提供している当社は、国際標準規格に基づく圧縮伸張ソリューションの機能強化ならびに受注活動を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックやフレーム補間技術などをさらに市場投入すべく営業努力を重ねてまいりました。また、従来技術によるデジタル放送システム最大の欠点を補う低遅延技術の開発（日本テレビ放送網株式会社との共同開発）に成功し、同技術による製品は本年春に本格発売されることとなっております。

当第3四半期会計期間における当社技術の主な採用実績としましては、量産ライセンスとして、デジタルカメラ向けにH.264HD、ドライビング・レコーダ向けにモーションJPEG、携帯端末向けにワンセグパッケージなどが、また、評価ライセンスとして、アミューズメント機器向けに当社の独自規格であるDMNA-V2が採用されました。

一方、費用・損益面では、昨年2月に稼働を開始した神戸テクノロジーセンターは、開発面ではシナジー効果が徐々にではありますが現れてきたものの、営業面での本格的な貢献にはあとしばらく時間を要することなどから、売上高は伸び悩み、販管費などのコストを賄うことができませんでした。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は76百万円（前年同期比6.8%減）となり、経常損失141百万円（前年同期は経常損失86百万円）、第3四半期純損失140百万円（前年同期は四半期純損失86百万円）となりました。

なお、事業別の業績につきましては、次のとおりです。

(ソフトウェアライセンス事業)

営業活動におきましては、単体IPでのライセンス販売から複数IPをモジュール化してのライセンス販売に力をいれました。

近年にない顧客各社の慎重な開発計画ではありましたが、主要な獲得案件は次の通りです。

量産ライセンス

- ・モーションJPEG：ドライビング・レコーダ向け
- ・ワンセグパッケージ：携帯端末向け
- ・AAC-LCデコーダ：車載機器向け

試作ライセンス

- ・H.264BPデコーダとフレーム補間技術：ワンセグ向け
- ・当社の独自規格であるDMNA-V2コーデック：アミューズメント機器向け

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は25百万円となりました。

(ハードウェアライセンス事業)

営業活動におきましては、超解像技術、HD技術を中心にライセンス販売活動を展開しました。主要な獲得案件は次の通りです。

量産ライセンス

- ・H.264HDコーデック：ビデオカメラ用LSIならびにデジカメ向け

その他

・プリンタ向けのボード試作開発

以上の他、ランニング・ロイヤルティも売上に貢献しました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は50百万円となりました。

(単機能LSI事業)

前期末に開発に成功した超解像＋スケーラLSIの販売活動に注力しました。

多数の引き合いがありデモ活動を行った結果、複数社と本LSIに関する秘密保持契約の締結を行いました。残念ながら当会計期間中に評価、ライセンス契約にまで至ったものではありませんでした。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高はありませんでした。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金および現金同等物(以下「資金」という。)は、預入期間が3か月を超える定期預金から資金を払戻したことなどにより、第2四半期会計期間末に比して345百万円増加し、当第3四半期会計期間末には、396百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において営業活動の結果獲得した資金は27百万円(前年同期は67百万円の使用)となりました。

これは主に、税引前四半期純損失を139百万円計上したものの、売上債権が161百万円減少したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において投資活動の結果獲得した資金は298百万円(前年同期は2百万円の使用)となりました。

これは主に、預入期間が3か月を超える定期預金が299百万円純減したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において財務活動の結果獲得した資金は20百万円(前年同期比66.7%増)となりました。

これは、株式の発行による収入が20百万円発生したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発活動の金額は、121百万円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

品質を第一とする開発方針を徹底するとともに、開発日程の管理を強化していくことにより、売上案件の受注確度向上及び単機能LSI事業の早期立ち上げを推進します。また当期は“Next 2011”新規3ヶ年計画の2年目に当たります。ビデオ、オーディオのデータ圧縮技術もようやくその重要性が認識されて参りました。当社はその追い風にうまく乗れるよう、当社の圧縮技術が普及する戦略を駆使し、また事業上関連する企業との協業も視野に入れて、売上高の増加を図って参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,800
計	76,800

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,076	25,076	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1、2
計	25,076	25,076	-	-

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 当社は、単元株制度は採用しておりません。

3. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月16日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	845
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	845
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡 するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

- (イ) 新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。
- (ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。
- (ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。
調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

- (イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) (ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

平成17年6月29日定時株主総会決議

第3四半期会計期間末現在
(平成21年12月31日)

新株予約権の数（個）	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）１．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

２．株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

３．新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

４．行使価額の調整

（イ）新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

（コンバージョン・プライス方式）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（ロ）行使価額調整式の計算については円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

（ハ）行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

（イ）行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日以降、また、株主割当日がある場合はその日以降、これを適用します。

（ロ）株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

(ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日以降または割当日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

(イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) (ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	250	25,076	10,000	1,998,055	10,000	2,127,055

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,076	25,076	-
発行済株式総数	25,076	-	-
総株主の議決権	-	25,076	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	69,200	260,000	349,000	232,000	175,000	164,900	154,000	134,900	127,000
最低(円)	47,000	57,000	201,000	136,500	133,200	120,000	106,100	96,000	99,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人和宏事務所による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第 3 四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,197,312	3,450,912
売掛金	99,875	179,752
仕掛品	7,559	8,886
その他	32,247	24,788
貸倒引当金	1,612	3,317
流動資産合計	3,335,383	3,661,021
固定資産		
有形固定資産	¹ 81,096	¹ 114,464
無形固定資産	23,014	16,413
投資その他の資産	79,454	79,459
固定資産合計	183,565	210,338
資産合計	3,518,949	3,871,360
負債の部		
流動負債		
引当金	19,017	22,911
その他	² 69,069	² 125,064
流動負債合計	88,087	147,976
負債合計	88,087	147,976
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,998,055	1,988,055
資本剰余金	2,127,055	2,117,055
利益剰余金	694,248	381,727
株主資本合計	3,430,862	3,723,383
純資産合計	3,430,862	3,723,383
負債純資産合計	3,518,949	3,871,360

(2) 【四半期損益計算書】
【第 3 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
売上高	261,335	404,828
売上原価	127,752	104,828
売上総利益	133,583	300,000
販売費及び一般管理費	391,668	618,529
営業損失 ()	258,084	318,529
営業外収益		
受取利息	13,196	7,126
その他	325	425
営業外収益合計	13,522	7,551
営業外費用		
為替差損	905	-
その他	33	680
営業外費用合計	938	680
経常損失 ()	245,501	311,657
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,169	1,705
特別利益合計	2,169	1,705
特別損失		
商品評価損	30,983	-
委託契約解約損	92,344	-
特別損失合計	123,327	-
税引前四半期純損失 ()	366,658	309,952
法人税、住民税及び事業税	1,438	2,569
法人税等調整額	124,447	-
法人税等合計	125,886	2,569
四半期純損失 ()	492,544	312,521

	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	81,916	76,363
売上原価	46,981	22,105
売上総利益	34,935	54,258
販売費及び一般管理費	125,420	198,045
営業損失()	90,484	143,786
営業外収益		
受取利息	4,321	2,565
その他	105	212
営業外収益合計	4,426	2,777
営業外費用		
株式交付費	33	90
営業外費用合計	33	90
経常損失()	86,091	141,099
特別利益		
貸倒引当金戻入額	139	1,705
特別利益合計	139	1,705
税引前四半期純損失()	85,951	139,394
法人税、住民税及び事業税	719	970
法人税等合計	719	970
四半期純損失()	86,670	140,364

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失 ()	366,658	309,952
減価償却費	14,835	43,048
貸倒引当金の増減額 (は減少)	2,169	1,705
賞与引当金の増減額 (は減少)	178	5,894
受取利息及び受取配当金	13,196	7,126
売上債権の増減額 (は増加)	133,876	79,876
たな卸資産の増減額 (は増加)	34,713	1,326
前渡金の増減額 (は増加)	92,344	-
未払金の増減額 (は減少)	-	68,891
その他	2,207	12,805
小計	103,869	256,512
利息及び配当金の受取額	14,617	2,499
法人税等の支払額	4,361	3,544
法人税等の還付額	3,061	3,562
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,552	253,995
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	3,100,506
定期預金の払戻による収入	-	400,345
有形固定資産の取得による支出	1,543	3,091
無形固定資産の取得による支出	-	14,133
長期前払費用の取得による支出	1,669	638
その他	3,920	1,741
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,133	2,719,765
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	12,000	20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,000	20,000
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	85,686	2,953,760
現金及び現金同等物の期首残高	3,517,951	3,350,567
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,432,265	396,806

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	受注制作のソフトウェアに係る収益及び原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を第1四半期会計期間より適用し、第1四半期会計期間に着手したプロジェクトから、当第3四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。 この変更による当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期キャッシュ・フロー計算書)	1. 前第3四半期累計期間において区分掲記していた「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前渡金の増減額」（当第3四半期累計期間312千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期累計期間より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとしました。 2. 前第3四半期累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未払金の増減額」は金額的重要性が増加したため、当第3四半期累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未払金の増減額」は 3,017千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第 3 四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、105,123千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、68,934千円であります。
2 未払法人税等 4,868千円 その他 64,200千円	2 未払法人税等 3,898千円 その他 121,165千円

(四半期損益計算書関係)

前第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
研究開発費 151,120千円 賞与引当金繰入額 2,386千円	研究開発費 364,779千円 賞与引当金繰入額 2,808千円

前第 3 四半期会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
研究開発費 46,376千円 賞与引当金繰入額 2,386千円	研究開発費 121,402千円 賞与引当金繰入額 2,808千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,532,610 預入期間が 3 か月を超える定期預金 100,345 現金及び預金同等物 3,432,265	現金及び預金勘定 3,197,312 預入期間が 3 か月を超える定期預金 2,800,506 現金及び預金同等物 396,806

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 25千株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び前第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 136,818.56円	1 株当たり純資産額 149,979.20円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

前第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 19,948.13円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 12,578.34円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
四半期純損失 (千円)	492,544	312,521
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	492,544	312,521
期中平均株式数 (株)	24,691	24,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第 3 四半期会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 3,505.85円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 5,640.34円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)
四半期純損失 (千円)	86,670	140,364
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	86,670	140,364
期中平均株式数 (株)	24,721	24,885
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

業務執行社員 公認会計士 本宮 伸也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事項」に記載のとおり、会社は、平成20年12月25日開催の取締役会において、事業を譲り受けることを決議し、同日付けで事業譲渡契約を締結し、平成21年2月1日付けで事業を譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本宮 伸也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。